

ウ 分析調査の方法（施行規則第6条第4項）

- (ア) 次の表の左欄に掲げる「盛土等区域の面積」に応じて、盛土等を行う区域を右欄に定める「区域の数」以上の区域に区分してください。

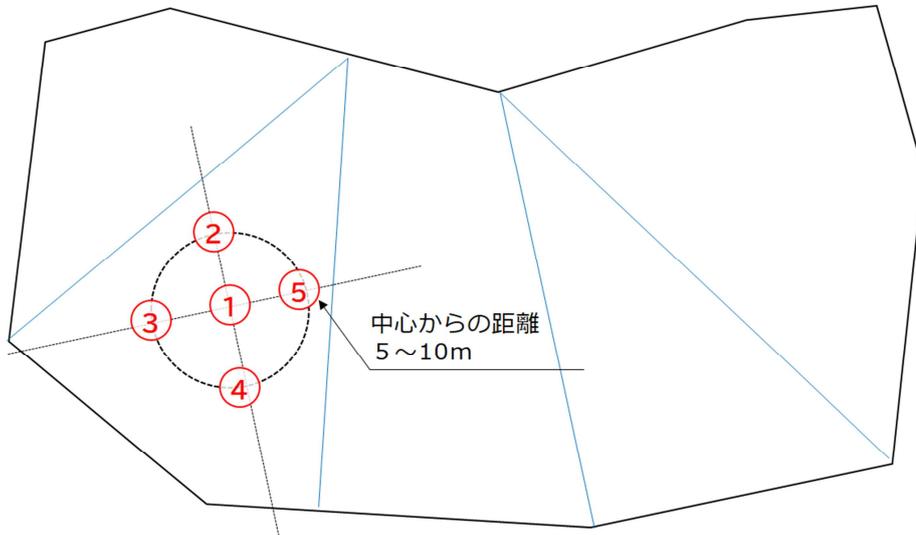
盛土等区域の面積	区域の数
0.5ヘクタール未満	2
0.5ヘクタール以上 1ヘクタール未満	3
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	4
2ヘクタール以上 3ヘクタール未満	5
3ヘクタール以上 4ヘクタール未満	6
4ヘクタール以上 5ヘクタール未満	7
5ヘクタール以上 6ヘクタール未満	8
6ヘクタール以上 7ヘクタール未満	9
7ヘクタール以上 8ヘクタール未満	10
8ヘクタール以上 9ヘクタール未満	11
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	12
10ヘクタール以上	13

- (イ) 試料の用に供される土砂等は、(ア)の規定により区分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点からの距離が5メートルから10メートルまでの間にある4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点として直角に交わる2直線上の地点のうち当該中央の地点と当該区域の境界との間にある地点）において採取することとし、それぞれ等量としてください。
※詳細は〔調査方法のイメージ〕(p.19)を参照

- (ウ) (イ)の規定により採取した土砂等は、(ア)の規定により区分した区域ごとに混合し、一の試料としてください。ただし、知事が認める場合にあつては、(ア)の規定により区分した2以上の区域から採取した土砂等を混合し、一の試料とすることができます。
- (エ) (ウ)の規定により作成した試料は、土砂基準(p.11)の表の左欄に掲げる物質の種類ごとに「エ 分析方法」により測定してください。

[調査方法のイメージ]

(例) 盛土等区域の面積が 2.3 ヘクタールの場合 ⇒ 5 区域に区分



[手順 1]

- ・盛土等を行う区域を面積に応じて定められた数に区分します。

[手順 2]

- ・区分の中心付近に調査地点①を選定します。
- ・採取位置付近の状況写真を撮影します。

[手順 3]

- ・調査地点①を交点とした直交線を引きます。

[手順 4]

- ・調査地点①から 5～10m の距離となる直交線上に調査地点②～⑤を選定します。

[手順 5]

- ・調査地点①～⑤において、等量の試料を採取します。
- ・採取状況を写真撮影します。
- ・なお、採取する深さは、地表から 50 c m までの土砂等を均等に採取するものとします。
- ・ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50 c m までの試料採取が困難な場合は、この限りではありません。

[手順 6]

- ・調査地点①～⑤から採取した試料を合わせて 1 試料とし、別表第 1 の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行います。

[手順 7]

- ・残りの各区域において手順 1～6 により土壤汚染状況の調査を行います。

エ 分析方法（条例第22条第2項及び施行規則第6条第4項エ）

物質の種類	分析方法
1,4-ジオキサン	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
銅	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）
それ以外※	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第18号）
	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年環境省告示第19号）

※土砂基準物質のうち、1,4-ジオキサン、銅、ダイオキシン類を除く26項目。